

【参考資料】 「子どものスポーツ」・「スポーツに親しむ環境（場）」 に関する現状について

1 国の第3期スポーツ基本計画における関係部分抜粋 (学校や地域における子ども・若者のスポーツ機会の充実から)

- ・ 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があり、また、部活動の指導が教師の大きな業務負担となっている。
- ・ 令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第一歩として令和5年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示している。
- ・ 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は80.9%となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

[今後の施策目標]

中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

(地域のスポーツ環境の構築から)

- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

[今後の施策目標]

総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。

2 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要・・・・・・・・・・別紙のとおり

3 北海道スポーツ推進条例関係規定

(子どものスポーツの推進)

第9条 道は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ団体、家庭等と連携し、子どもに対するスポーツの機会の提供及び充実に向けた取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに親しむ環境の整備)

第12条 道は、道民が地域の差異にかかわらず等しくスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の効果的な管理運営及び有効活用並びに指導者等の活用その他のスポーツに親しむ環境の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

4 道内の状況

(1) 道内の少年団員数、学校部活動部員数等の推移

(上段：団(部)、下段：人)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考
少年団数 団員数	1,997 39,637	1,980 39,260	1,961 38,344	1,940 36,762	1,835 32,425	1,778 31,782	「社会体育」の位置づけ
中学部活数 部員数	2,778 51,620	2,760 50,076	2,747 47,574	2,508 44,433	2,448 42,277	2,395 41,420	「学校体育」の位置づけ ※ 学校部活動改革の対象
高校部活数 部員数	2,488 45,419	2,426 45,248	2,306 38,160	2,251 38,721	2,179 36,209	2,041 34,807	「学校体育」の位置づけ

(高校は全日制)

(2) 道内の総合型地域スポーツクラブの状況

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考
クラブ数	160	147	147	148	150	152	総合型地域スポーツクラブとは、①多様目、多様な年齢層、多様なレベルに対応、②活動拠点を置く、③拠点に人員を配置する地域自ら運営するスポーツクラブ
クラブが存在する市町村数	105	98	98	98	97	96	